

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

情報連絡事項	頁
1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」と「地域猫活動イベント」の 開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 戸籍住民課における畜犬事務の受付終了について・・・・・・・・	4

(衛 生 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」と「地域猫活動イベント」の開催結果について</p> <p>所管課 【生活衛生課】</p>	<p>足立区内で保護等された保護猫の譲渡会及び地域猫活動イベントを、NPO 法人3団体との共催で開催したので結果を報告する。</p> <p>1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」の開催結果</p> <p>(1) 入場者数 320名</p> <p>(2) 譲渡先内定 39匹中24匹 (61.5%)</p> <p>(3) 主な感想</p> <p>ア 区で実施していることで安心感があり、オペレーションもしっかりしていると思いました。</p> <p>イ 猫の状態がわかるのが良かった。</p> <p>ウ 譲渡活動はとても素晴らしいと思うので応援しています。</p> <p>エ 何かボランティアなど参加できることがあったらやってみたいと思います。</p> <p>(4) 今後の予定</p> <p>来年度の実施回数、実施内容等については、今後 NPO 法人と協議していく。</p> <p>2 地域猫活動イベント「さくら耳ってなんだろう？」の開催結果</p> <p>(1) アンケート回答数 127名</p> <p>(2) 講演会参加者数 91名</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>ア 区の地域猫活動に関するパネル展示やチラシ配布などによる周知啓発。</p> <p>イ 地域猫活動団体（共催の3NPO法人）による活動紹介</p>	<p>令和8年1月 25日（日）</p> <p>1 正午～午後3時 2 午前10時～午後4時</p> <p>中央本町一丁目 17番1号（本庁舎1階議会棟エントランス、アトリウム）</p>	<p>1 あだち広報1月1日号、区ホームページ、SNS等</p> <p>2 あだち広報1月1日号、区ホームページ、駅等情報スタンド（12か所）・保健センター・地域学習センターへのチラシ設置、SNS等</p>

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
	<p>(4) アンケート集計結果</p> <p>ア 地域猫活動を知っているか</p> <p>はい 92件(72.4%)</p> <p>いいえ 35件(27.6%)</p> <p>イ 最近、周辺で飼い主のいない猫(ノラ猫)が減ったと感じるか</p> <p>はい 90件(70.9%)</p> <p>いいえ 25件(19.7%)</p> <p>未回答 12件(9.4%)</p> <p>ウ 地域猫活動に取り組んでみたいと思うか</p> <p>はい 94件(74.0%)</p> <p>いいえ 33件(26.0%)</p> <p>(5) 今後の予定</p> <p>来年度は、地域猫活動を含む動物愛護事業をさらに広く区民に周知するため、多くの来場者が参加する区民まつり等のイベントへの出展を検討している。</p>		

厚生委員会情報連絡

令和8年3月12日

件名	戸籍住民課における畜犬事務の受付終了について																				
所管部課名	衛生部足立保健所生活衛生課、区民部戸籍住民課																				
内容	<p>生活衛生課が所管する畜犬事務については、令和8年度から混雑緩和のため、戸籍住民課における取り扱いを終了することとしたため報告する。</p> <p>1 終了する事務 畜犬事務（飼い犬の登録、鑑札再交付、注射済票交付等）</p> <p>2 終了時期 令和8年3月31日（火）</p> <p>3 理由 (1) 南館1階の戸籍住民課窓口の混雑が常態化しており、戸籍住民課所管事務以外を取り止めることで住民異動や証明発行など、本来の業務に集中し混雑を緩和させるため。 (2) 戸籍住民課で取り扱う畜犬事務のうち、住民異動が伴う手続件数は全体の10%未満である(令和7年4月は受付178件中5件で3%)。マイクロチップの普及により窓口受付件数も減少しており、足立保健所を案内するほうが効率的であるため。</p> <p>4 4月以降の受付場所 (1) 令和8年4月1日以降は足立保健所生活衛生課、各保健センター、各区民事務所において引き続き受付する。 (2) オンライン申請については畜犬登録は国、注射済票交付は区のシステムで受け付ける。</p> <p>5 周辺区の受付機関状況</p> <table border="1" data-bbox="438 1720 1474 1926"> <thead> <tr> <th>葛飾区</th> <th>墨田区</th> <th>江東区</th> <th>江戸川区</th> <th>足立区 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①保健所</td> <td>①すみだ保健</td> <td>①保健所</td> <td>①保健所</td> <td>①保健所</td> </tr> <tr> <td>②区民事務所</td> <td>子育て総合セ</td> <td></td> <td>②区民課</td> <td>②保健センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ンター</td> <td></td> <td>③出張所</td> <td>③区民事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 足立区については令和8年4月以降</p>	葛飾区	墨田区	江東区	江戸川区	足立区 (※)	①保健所	①すみだ保健	①保健所	①保健所	①保健所	②区民事務所	子育て総合セ		②区民課	②保健センター		ンター		③出張所	③区民事務所
葛飾区	墨田区	江東区	江戸川区	足立区 (※)																	
①保健所	①すみだ保健	①保健所	①保健所	①保健所																	
②区民事務所	子育て総合セ		②区民課	②保健センター																	
	ンター		③出張所	③区民事務所																	

6 周知方法

- (1) ホームページ、SNSによる周知の他、区内ペットショップに受付場所変更の案内文を配布する。
- (2) 獣医師会へ変更について説明し、案内文を受付等に置いてもらう。